

一 般 会 計

令和2年度三重県一般会計予算

令和2年度三重県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ740,658,075千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	255,571,000 千円
	1 県 民 税	79,652,000
	2 事 業 税	57,350,000
	3 地 方 消 費 税	59,429,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,278,000
	5 県 た ば こ 税	1,900,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,611,000
	7 自 動 車 税	29,332,000
	8 鉦 区 税	3,000
	10 軽 油 引 取 税	21,573,000
	11 狩 猟 税	16,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	427,000

2 地方消費税清算金		75,880,000
	1 地方消費税清算金	75,880,000
3 地方譲与税		34,238,000
	2 石油ガス譲与税	104,000
	3 地方揮発油譲与税	2,515,000
	4 森林環境譲与税	143,000
	5 自動車重量譲与税	181,000
	6 特別法人事業譲与税	31,295,000
4 地方特例交付金		1,250,000
	1 地方特例交付金	1,250,000
5 地方交付税		140,438,000
	1 地方交付税	140,438,000
6 交通安全対策特別交付金		379,000
	1 交通安全対策特別交付金	379,000
7 分担金及び負担金		2,258,396

	1 分 担 金	233, 107
	2 負 担 金	2, 025, 289
8 使 用 料 及 び 手 数 料		9, 167, 270
	1 使 用 料	6, 014, 604
	2 手 数 料	3, 152, 666
9 国 庫 支 出 金		80, 026, 359
	1 国 庫 負 担 金	43, 378, 439
	2 国 庫 補 助 金	34, 885, 357
	3 委 託 金	1, 762, 563
10 財 産 収 入		1, 627, 344
	1 財 産 運 用 収 入	514, 611
	2 財 産 売 払 収 入	1, 112, 733
11 寄 附 金		35, 673
	1 寄 附 金	35, 673
12 繰 入 金		16, 834, 258

	1 特別会計繰入金	183,863
	2 基金繰入金	16,650,395
14 諸 収 入		15,427,775
	1 延滞金、加算金及び過料等	341,676
	2 県預金利子	6,991
	3 公営企業貸付金元利収入	2,590,128
	4 貸付金元利収入	4,089,461
	5 受託事業収入	2,166,144
	6 収益事業収入	4,212,073
	7 利子割精算金収入	100
	8 雑 入	2,021,202
15 県 債		107,525,000
	1 県 債	107,525,000
	歳 入 合 計	740,658,075

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,446,211 千円
	1 議 会 費	1,446,211
2 総 務 費		46,434,884
	1 総 務 管 理 費	11,812,568
	2 企 画 費	1,292,205
	3 統 計 調 査 費	1,169,487
	4 徴 税 費	7,988,501
	5 生 活 文 化 費	4,028,693
	6 地 域 振 興 費	8,310,318
	7 選 挙 費	44,832
	8 防 災 費	7,035,690
	9 人 事 委 員 会 費	117,880
10 監 査 委 員 費	229,527	

	12 スポーツ推進費	4,405,183
3 民生費		111,753,048
	1 社会福祉費	84,566,613
	2 児童福祉費	24,490,961
	3 生活保護費	2,637,730
	4 災害救助費	57,744
4 衛生費		29,010,923
	1 公衆衛生費	12,914,531
	2 環境衛生費	157,131
	3 保健所費	61,365
	4 医薬費	4,973,494
	5 病院費	4,540,772
	6 環境保全費	6,363,630
5 労働費		1,549,616
	1 労政費	660,956

	2 職 業 訓 練 費	791,641
	3 労 働 委 員 会 費	97,019
6 農 林 水 産 業 費		33,255,245
	1 農 業 費	10,081,991
	2 畜 産 業 費	1,182,560
	3 農 地 費	9,827,885
	4 林 業 費	8,003,297
	5 水 産 業 費	4,159,512
7 商 工 費		8,339,311
	1 商 工 業 費	8,339,311
8 土 木 費		83,592,691
	1 土 木 管 理 費	20,997,562
	2 道 路 橋 り よ う 費	32,673,170
	3 河 川 海 岸 費	18,355,624
	4 港 湾 費	3,411,594

	5 都 市 計 画 費	7,143,041
	6 住 宅 費	1,011,700
9 警 察 費		38,769,418
	1 警 察 管 理 費	35,510,103
	2 警 察 活 動 費	3,259,315
10 教 育 費		164,833,685
	1 教 育 総 務 費	22,913,723
	2 小 学 校 費	54,440,157
	3 中 学 校 費	29,823,760
	4 高 等 学 校 費	34,560,423
	5 特 別 支 援 学 校 費	12,365,932
	6 社 会 教 育 費	810,868
	7 保 健 体 育 費	525,119
	8 私 学 振 興 費	8,064,083
	9 私 立 幼 稚 園 費	1,329,620

11 災 害 復 旧 費		9,457,826
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,361,016
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	7,096,810
12 公 債 費		109,556,854
	1 公 債 費	109,556,854
13 諸 支 出 金		102,608,363
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	56,827,608
	2 利 子 割 交 付 金	261,954
	3 配 当 割 交 付 金	1,338,173
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	950,990
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	2,821,993
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	38,357,078
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,128,931
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	100
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	921,436

	10 利 子 割 精 算 金	100
14 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		740,658,075

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
A I 技術を活用した避難行動促進システム運用・保守業務委託に係る契約	令和2年度～令和4年度	22,784 千円
防災通信ネットワーク整備工事に係る契約	令和3年度～令和4年度	398,833
地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業に係る助成金	令和2年度～債務完了の年度	40,000
広報紙版下制作等業務委託に係る契約	令和3年度	10,119
広報紙印刷業務委託に係る契約	令和3年度	30,008
団体内統合宛名システム更新及び運用保守業務委託	令和3年度～令和7年度	59,950
行政事務用機器賃借に係る契約	令和3年度～令和8年度	80,044
施設設備保全業務委託等に係る契約	令和2年度～令和5年度	345,372
人権問題に関する県職員意識調査事業委託に係る契約	令和3年度	3,257
職員研修実施運營業務委託に係る契約	令和2年度～令和3年度	23,079
ストレスチェック実施業務委託に係る契約	令和3年度～令和4年度	5,104
総務事務課労働者派遣業務委託に係る契約	令和3年度	9,009
総務事務システムの統合サーバへの構築業務及び保守業務委託に係る契約	令和3年度～令和8年度	136,968

地方税ポータルシステム運用委託業務に係る契約	令和3年度～令和7年度	26,961
クレジットカード指定代理納付業務委託に係る契約	令和3年度～令和4年度	2
三重県本庁舎特別高圧受変電設備改修工事に係る契約	令和2年度～令和4年度	548,538
自動体外式除細動器（AED）機器の賃借に係る契約	令和3年度～令和7年度	3,281
C I O 補佐業務委託に係る契約	令和3年度～令和5年度	43,871
三重県行政WANユーザ認証システム設計・機器調達・構築・保守業務委託の延長に係る契約	令和3年度	3,861
インターネットメール誤送信対策システム再構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和3年度～令和5年度	3,465
電子県庁総合システム支援業務委託に係る契約	令和3年度～令和5年度	178,998
総合文書管理システム再構築及び運用保守業務に係る契約	令和3年度～令和8年度	226,398
総合文書管理システムコロケーションの延長に係る契約	令和3年度	374
職員ポータル・所属イントラシステム運用保守業務に係る契約	令和3年度～令和5年度	4,626
病院内保育所施設整備費補助金	令和2年度～令和4年度	7,340
食品衛生事務処理システム再構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和3年度～令和7年度	26,400
みえこどもの城の指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	681,420
三重県母子・父子福祉センターの指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	66,205

三重県視覚障害者支援センターの指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	235,010
三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	741,285
三重県総合文化センター受変電設備等改修工事	令和2年度～令和4年度	1,531,331
総合博物館「第30回企画展」展示ディスプレイ、パネル等製作業務委託に係る契約	令和2年度～令和3年度	2,037
総合博物館「第30回企画展」資料の輸送・展示作業業務委託に係る契約	令和2年度～令和3年度	2,577
若沖と京の美術展（仮称）開催に係る契約	令和2年度～令和3年度	15,061
三重県環境学習情報センターの指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	159,970
三重県交通安全研修センターの指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	196,775
四日市市大矢知町・平津町地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（覆土工ほか工事）	令和3年度～令和4年度	500,000
四日市市大矢知町・平津町地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（法面工その3工事）	令和3年度	100,000
桑名市源十郎新田地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（後期対策工事）	令和3年度～令和4年度	2,519,000
桑名市源十郎新田地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（PCB廃棄物（低濃度）処理業務委託）	令和3年度～令和4年度	1,484,000
桑名市源十郎新田地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（PCB廃棄物（高濃度）処理業務委託）	令和2年度～令和3年度	60,000
桑名市源十郎新田地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（後期対策工事現場管理業務委託）	令和3年度～令和4年度	90,000

ゆめドームうえの屋根防水等改修工事に係る契約	令和3年度	191,924
木曾岬干拓地（運動広場）環境影響評価業務委託に係る契約	令和3年度～令和4年度	81,444
木曾岬干拓地工業用地への上水道整備に係る契約	令和3年度	690,281
三重とこわか国体・三重とこわか大会開催準備に係る負担金	令和3年度	78,958
三重交通Gスポーツの杜鈴鹿水泳場電光掲示板改修工事に係る契約	令和3年度	92,400
農業経営近代化資金利子補給契約	令和3年度～令和22年度	融資総額1,200,000千円を限度として年利率1.30%以内で利子補給する。
天災融資法に係る資金利子補給契約	令和2年度～令和9年度	融資総額40,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
天災融資法に係る損失補償契約	令和2年度～令和9年度	融資総額40,000千円を限度として融資機関が被る損失の50%を限度として損失補償する。
農業経営改善促進資金利子補給契約	令和3年度	融資総額400,000千円を限度として年利率4.0%以内で利子補給する。
農業者の経営支援に係る農林漁業セーフティネット資金利子助成契約	令和3年度～令和8年度	融資総額400,000千円を限度として貸付当初5年間に限り年利率0.5%以内で利子助成する。
C S F 緊急対策資金利子補給契約	令和3年度	融資総額140,000千円を限度として年利率1.0%以内で利子補給する。
家畜疾病経営維持資金利子補給契約	令和3年度～令和9年度	融資総額80,000千円を限度として年利率1.50%以内で利子補給する。
公益財団法人三重県農林水産支援センターが公益社団法人全国農地保有合理化協会から借り入れる担い手支援資金に係る損失補償契約	令和2年度～令和12年度	71,234 外に約定に基づく延滞金及び違約金相当額
農業技術高度化研究開発事業検査機器等リース契約	令和3年度～令和6年度	4,100

県営かんがい排水事業（宮川4工区地区）に係る契約	令和3年度	157,500
県営ため池等整備事業（砂方池地区）に係る契約	令和3年度	63,000
基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業（木曾岬2期地区）に係る契約	令和3年度	400,000
みえ森林・林業アカデミー拠点整備事業 新校舎の設計に係る契約	令和3年度	18,480
三重県民の森の指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	120,540
三重県上野森林公園の指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	137,815
漁業近代化資金利子補給契約	令和3年度～令和25年度	融資総額1,300,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営維持安定資金利子補給契約	令和3年度～令和20年度	融資総額100,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営改善促進資金利子補給契約	令和3年度	融資総額20,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
真珠養殖業者の経営支援に係る農林漁業セーフティネット資金利子助成契約	令和3年度～令和13年度	融資総額300,000千円を限度として年利率0.5%以内で利子助成する。
漁業近代化資金等保証料助成契約	令和3年度～令和13年度	融資総額400,000千円を限度として年率1.0%以内で保証料を助成する。
三重県中小企業融資制度利子補給補助金	令和3年度～令和18年度	融資総額12,100,000千円を限度として年利率0.5%以内
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	令和3年度～令和14年度	融資総額300,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%以内
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	令和3年度～令和19年度	融資総額500,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%以内
県・市町連携型融資制度補助金	令和3年度～令和13年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率0.5%以内

障がい者委託訓練業務委託に係る契約	令和3年度	3,960
離職者等再就職訓練業務委託に係る契約	令和3年度～令和4年度	130,119
成長産業立地補助金	令和3年度～令和6年度	200,000
成長産業立地補助金	令和3年度～令和8年度	366,780
成長産業立地補助金	令和3年度～令和8年度	430,000
成長産業立地補助金	令和3年度～令和8年度	430,000
成長産業立地補助金	令和3年度～令和4年度	80,000
成長産業立地補助金	令和3年度～令和8年度	430,000
成長産業立地補助金	令和3年度～令和7年度	310,000
研究開発施設等立地補助金	令和3年度	30,000
研究開発施設等立地補助金	令和3年度	51,500
外資系企業アジア拠点立地補助金	令和3年度～令和7年度	240,000
三重県営サンアリーナの指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	1,014,500
三重県土地開発公社が公共用地を先行取得することに係る契約	令和2年度～債務完了の年度	用地取得費5,500,000千円と事務費及び利子に相当する額
三重県土地開発公社が公共用地先行取得のため借り入れる事業資金に対する債務保証契約	令和2年度～債務完了の年度	1,000,000

公共工事設計積算システムの再構築・運用保守に係る契約	令和3年度～令和8年度	300,978
公共工事設計積算システムデータセンター利用に係る契約	令和3年度～令和8年度	22,055
公共工事設計積算システム全国標準積算基準データ利用に係る契約（JACIC積算基準データ）	令和3年度～令和7年度	99,000
公共工事設計積算システム全国標準積算基準データ利用に係る契約（日本下水道協会データ）	令和3年度～令和7年度	41,800
公共工事設計積算システム全国標準積算基準データ利用に係る契約（SCOOPデータ）	令和3年度～令和7年度	9,130
公共工事設計積算システム運用保守に係る契約（延伸）	令和3年度	46,736
公共工事設計積算システムデータセンター利用に係る契約（延伸）	令和3年度	3,382
公共土木施設（道路）維持管理事業（道路排水ポンプ保守点検）に係る契約	令和3年度～令和4年度	147,500
公共土木施設（流域分野）維持管理事業（維持修繕等）に係る契約	令和3年度～令和4年度	241,000
高速道路関連施設整備対策事業に係る契約	令和3年度	70,000
道路事業（国道365号ほか125路線）に係る契約	令和3年度～令和5年度	11,642,500
河川事業（鍋田川ほか34河川）に係る契約	令和3年度～令和5年度	4,004,000
治水ダム建設事業（鳥羽河内ダム）に係る契約	令和3年度	577,000
砂防事業（小滝川ほか77河川・地区）に係る契約	令和3年度	2,580,000
港湾・海岸事業（的矢港海岸ほか22港湾・海岸）に係る契約	令和3年度	1,770,000

街路事業（服部橋新都市線ほか4路線）に係る契約	令和3年度	630,000
都市公園事業（熊野灘臨海公園ほか4公園）に係る契約	令和3年度	90,000
警務警察運営用機器賃借に係る契約	令和3年度	66
人事記録管理システム機器賃借に係る契約	令和3年度～令和8年度	9,304
自動体外式除細動器（AED）賃借に係る契約	令和3年度～令和7年度	4,597
採用試験問題作成等委託に係る契約	令和2年度～令和3年度	1,145
警察官採用募集広告に係る契約	令和3年度	748
三重県警察行政文書管理システム運用機器賃借に係る契約	令和3年度～令和8年度	66,150
サイバー犯罪捜査支援機器賃借に係る契約	令和3年度～令和8年度	8,283
写真集中処理用機器賃借に係る契約	令和3年度	128
科学捜査機器賃借に係る契約	令和3年度～令和10年度	8,813
運転免許試験実施用機器賃借に係る契約	令和3年度～令和9年度	2,896
運転免許証交付等事務用機器保守業務委託に係る契約	令和3年度	763
運転免許証交付等事務用機器賃借に係る契約	令和3年度～令和9年度	198,457
運転適性検査実施用機器賃借に係る契約	令和3年度～令和9年度	1,182

警察職員住宅修繕事業（熊野地区）	令和3年度～令和17年度	151,609
高等学校等就学支援金	令和3年度	562,092
学び直し支援金	令和3年度	125
上野高等学校旧管理棟耐震改修工事に係る契約	令和3年度	312,000
県立学校における空調機器のリースに係る契約	令和3年度～令和16年度	488,692
県立学校における空調機器保守委託に係る契約	令和3年度～令和17年度	85,162
教職員人事管理システム保守委託に係る契約	令和3年度	3,419
教職員人事管理システム保守SEサポート業務委託に係る契約	令和3年度	1,898
教職員人事管理システム再構築業務委託に係る契約	令和3年度～令和4年度	377,300
県立学校における情報教育用パソコンのリースに係る契約	令和3年度～令和7年度	298,367
収納代行業務委託に係る契約	令和2年度～令和5年度	2,819
県議会本会議反訳業務に係る契約	令和3年度	385
県議会委員会反訳業務に係る契約	令和3年度	1,338
「みえ県議会だより」版下制作等業務委託に係る契約	令和3年度	770
「みえ県議会だより」印刷業務委託に係る契約	令和3年度	14,322

図書管理システム保守委託に係る契約	令和3年度～令和6年度	132
-------------------	-------------	-----

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県庁舎ペーパーリサイクル促進事業	千円 2,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融資条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
自動車管理事業運営費	12,000	〃	〃	〃
人事管理事務費	8,000	〃	〃	〃
給与総務事務費	15,000	〃	〃	〃
総務事務費	125,000	〃	〃	〃
県庁舎等維持修繕費	743,000	〃	〃	〃
番号制度等整備関係諸費	137,000	〃	〃	〃
電算管理費	85,000	〃	〃	〃
みえ県民交流センター管理事業費	20,000	〃	〃	〃
隣保館整備費補助金	11,000	〃	〃	〃
総合文化センター施設保全事業費	40,000	〃	〃	〃

美術館管理運営費	96,000	〃	〃	〃
齋宮歴史博物館管理運営費	11,000	〃	〃	〃
地方拠点都市地域事業促進費	53,000	〃	〃	〃
木曾岬干拓地整備事業費	1,482,000	〃	〃	〃
情報ネットワーク維持管理費	582,000	〃	〃	〃
職員一人一台パソコン等運用管理費	48,000	〃	〃	〃
総合文書管理システム整備推進事業費	95,000	〃	〃	〃
鉄道利便性・安全性確保等対策事業費	47,000	〃	〃	〃
防災行政無線整備事業費	5,055,000	〃	〃	〃
防災ヘリコプター運航管理費	153,000	〃	〃	〃
気象情報収集事業費	210,000	〃	〃	〃
DONETを活用した津波予測・伝達システム等展開事業費	19,000	〃	〃	〃
三重とこわか国体・三重とこわか大会開催準備事業費	17,000	〃	〃	〃
競技力向上対策事業費	26,000	〃	〃	〃
県営松阪野球場事業費	166,000	〃	〃	〃
三重交通Gスポーツの杜伊勢事業費	53,000	〃	〃	〃
三重交通Gスポーツの杜鈴鹿事業費	293,000	〃	〃	〃

地域公共交通バリア解消促進事業費	16,000	〃	〃	〃
障がい者の地域移行受け皿整備事業費	30,000	〃	〃	〃
障害者介護給付費負担金	4,000	〃	〃	〃
介護保険サービス事業者・施設指定事業費	4,000	〃	〃	〃
介護サービス基盤整備補助金	582,000	〃	〃	〃
介護サービス施設・設備整備等推進事業費	5,000	〃	〃	〃
放課後児童対策事業費補助金	11,000	〃	〃	〃
次世代育成支援特別保育推進事業補助金	43,000	〃	〃	〃
みえこどもの城運営事業費	15,000	〃	〃	〃
家庭的養護推進事業費	10,000	〃	〃	〃
災害医療体制強化推進事業費	21,000	〃	〃	〃
衛生試験研究管理費	3,000	〃	〃	〃
食の安全総合監視指導事業費	40,000	〃	〃	〃
公立大学法人関係事業費	77,000	〃	〃	〃
環境修復事業費	1,453,000	〃	〃	〃
大気テレメータ維持管理費	45,000	〃	〃	〃
水道事業会計支出金	587,000	〃	〃	〃

土地改良費	775,000	〃	〃	〃
農地防災事業費	851,000	〃	〃	〃
中山間振興費	155,000	〃	〃	〃
農村振興費	193,000	〃	〃	〃
国営等推進費	604,000	〃	〃	〃
林道費	171,000	〃	〃	〃
治山費	2,795,000	〃	〃	〃
自然公園ナショナルパーク化 促進事業費	21,000	〃	〃	〃
自然に親しむ施設整備事業費	27,000	〃	〃	〃
漁業取締船整備費	141,000	〃	〃	〃
栽培漁業センター整備費	4,000	〃	〃	〃
水産基盤整備費	1,085,000	〃	〃	〃
水産業研究施設機器整備費	12,000	〃	〃	〃
県営サンアリーナ環境整備費	225,000	〃	〃	〃
鈴鹿山麓研究学園 都市センター管理費	7,000	〃	〃	〃
公共事業関係システム事業費	66,000	〃	〃	〃
公共土木施設維持費	8,876,000	〃	〃	〃

道路橋りょう総務費	135,000	〃	〃	〃
道路橋りょう保全費	2,339,000	〃	〃	〃
道路橋りょう新設改良費	18,336,000	〃	〃	〃
河川総務費	6,000	〃	〃	〃
河川改良費	8,621,000	〃	〃	〃
砂防費	2,277,000	〃	〃	〃
海岸保全費	1,318,000	〃	〃	〃
港湾建設費	1,133,000	〃	〃	〃
街路事業費	445,000	〃	〃	〃
公園費	301,000	〃	〃	〃
住宅建設費	98,000	〃	〃	〃
県単警察施設整備費	1,303,000	〃	〃	〃
交通安全施設整備費	807,000	〃	〃	〃
電算システム管理費	3,000	〃	〃	〃
教職員人事管理システム運営費	128,000	〃	〃	〃
「挑戦・交流・進化」で紡ぐ職業教育推進事業費	7,000	〃	〃	〃
専攻科整備事業費	37,000	〃	〃	〃

総合教育センター管理運営費	44,000	〃	〃	〃
教職員住宅費	1,000	〃	〃	〃
情報教育充実支援事業費	690,000	〃	〃	〃
実習船運営費	55,000	〃	〃	〃
高等学校建設費	1,620,000	〃	〃	〃
特別支援学校スクールバス整備事業費	31,000	〃	〃	〃
特別支援学校建設費	121,000	〃	〃	〃
熊野少年自然の家費	35,000	〃	〃	〃
林野災害復旧費	36,000	〃	〃	〃
漁港災害復旧費	102,000	〃	〃	〃
海岸災害復旧費	48,000	〃	〃	〃
平成30年災害土木復旧費	12,000	〃	〃	〃
平成31年災害土木復旧費	2,720,000	〃	〃	〃
令和2年災害土木復旧費	1,692,000	〃	〃	〃
臨時財政対策債	31,399,000	〃	〃	〃
退職手当債	1,707,000	〃	〃	〃
減収補てん債	1,360,000	〃	〃	〃

計	107,525,000			
---	-------------	--	--	--



特 別 会 計



令和2年度三重県債管理特別会計予算

令和2年度三重県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,491,337千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和2年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 115,993,436
	1 一 般 会 計 繰 入 金	109,295,535
	2 基 金 繰 入 金	6,697,901
2 財 産 収 入		97,901

	1 財 産 運 用 収 入	97,901
3 県 債		31,400,000
	1 県 債	31,400,000
歳 入 合 計		147,491,337

歳 出

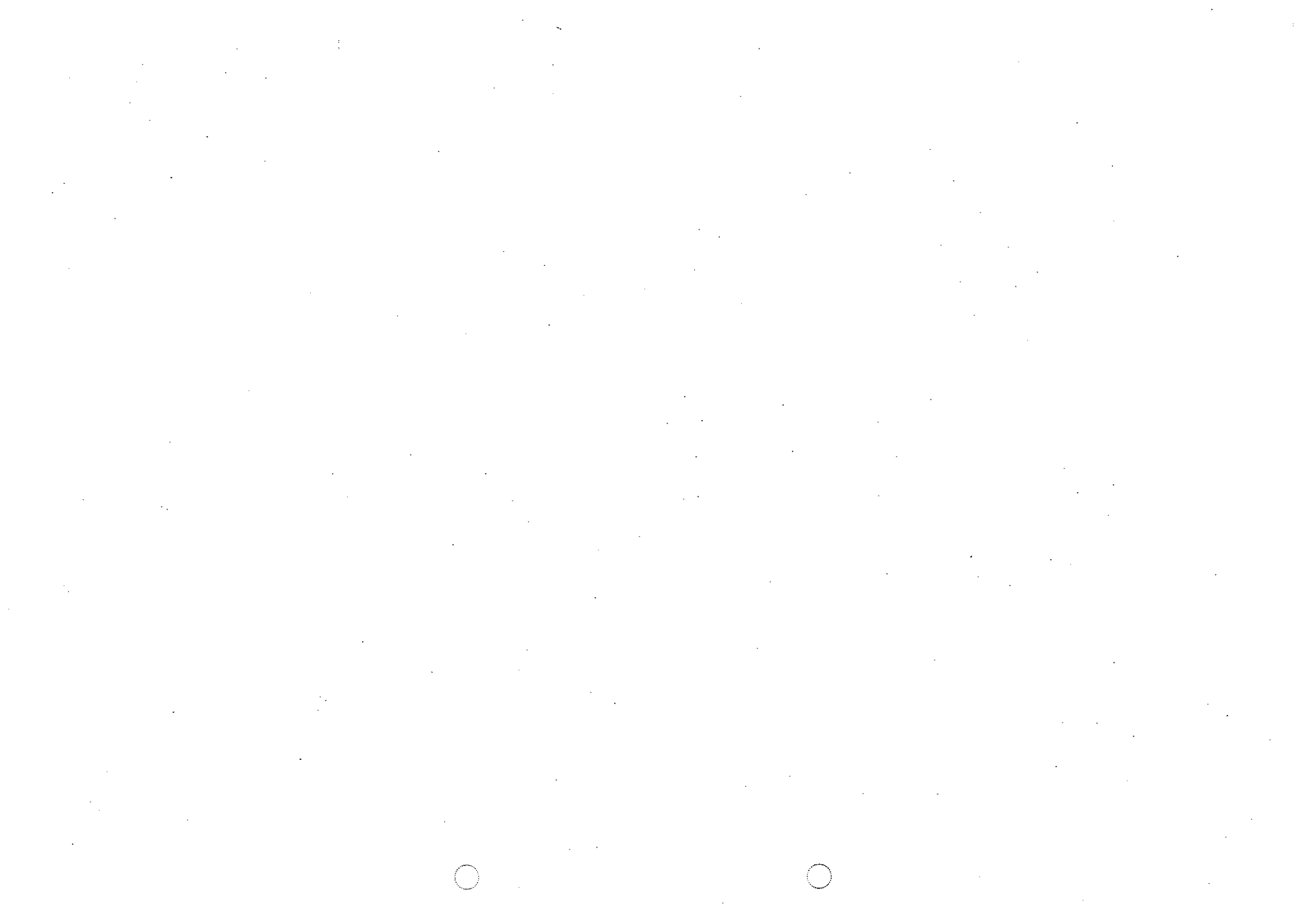
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 147,491,337
	1 公 債 費	147,491,337
歳 出 合 計		147,491,337

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和2年度発行分）	令和2年度～令和12年度	共同発行団体による共同発行の総額1,206,000,000千円から三重県の調達額を除いた額及びこれに対する利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	<p style="text-align: right;">千円</p> 31,400,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む)。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	<p style="text-align: center;">%</p> 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	31,400,000			



議案第4号

令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算

令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,751,526千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 諸 収 入		千円 1,240,526
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,240,526
2 県 債		511,000
	1 県 債	511,000
歳 入 合 計		1,751,526

歳 出

款	項	金 額
1 総合医療センター資金貸付費		千円 1,751,526
	1 総合医療センター資金貸付費	1,751,526
歳 出 合 計		1,751,526

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院設備整備事業	千円 511,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	511,000			

議案第5号

令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,328,771千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 47,510,356
	1 負 担 金	47,510,356
2 国 庫 支 出 金		42,613,049
	1 国 庫 負 担 金	30,925,060
	2 国 庫 補 助 金	11,687,989
3 財 産 収 入		1,451
	1 財 産 運 用 収 入	1,451
4 繰 入 金		10,584,392

【第5号 令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計予算】

2 終

	1 一般会計繰入金	10,172,646
	2 基金繰入金	411,746
6 諸収入		60,619,522
	2 前期高齢者交付金	60,471,988
	3 共同事業交付金	147,534
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		161,328,771

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		千円 161,328,771
	1 国民健康保険事業費	161,328,771
歳出合計		161,328,771

議案第6号

令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241,965千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 諸 収 入		千円 229,881
	1 預 金 利 子	30
	2 貸 付 金 元 利 収 入	201,256
	3 雑 入	28,595
5 繰 入 金		12,084
	1 一 般 会 計 繰 入 金	12,084
歳 入 合 計		241,965

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 241,965
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	241,965
歳 出 合 計		241,965

議案第7号

令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算

令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,351,737千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 119,799
	1 負担金	119,799
2 使用料及び手数料		914,913
	1 使用料	905,691
	2 手数料	9,222
3 繰入金		1,287,980
	1 一般会計繰入金	1,287,980
4 諸収入		12,731

	1 雑 入	12,731
6 国 庫 支 出 金		14,770
	1 国 庫 補 助 金	14,770
7 財 産 収 入		1,544
	1 財 産 運 用 収 入	1,544
歳 入 合 計		2,351,737

歳 出

款	項	金 額
1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費		千円 2,351,737
	1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費	2,351,737
歳 出 合 計		2,351,737

令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算

令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,684千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 68
	1 一般会計繰入金	68
2 繰越金		52,853
	1 繰越金	52,853
3 諸収入		45,763
	1 預金利息	7
	2 貸付金元利収入	44,064
	3 雑入	1,692

歳 入 合 計		98,684
歳 出		
款	項	金 額
1 就農施設等資金貸付事業費		千円 98,684
	1 就農施設等資金貸付事業費	98,684
歳 出 合 計		98,684

令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算

令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ252,869千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,922
	1 使用料	1,922
2 国庫支出金		8,323
	1 国庫補助金	8,323
3 繰入金		126,619
	1 一般会計繰入金	126,619
4 諸収入		16,005

	1 雑	入	16,005
5 県	債		100,000
	1 県	債	100,000
歳 入 合 計			252,869

歳 出

款	項	金 額
1 地方卸売市場事業費		千円 252,869
	1 地方卸売市場事業費	252,869
歳 出 合 計		252,869

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場施設維持管理費	千円 100,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	100,000			

令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算

令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ605,376千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、167,275千円と定める。

令和2年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 591
	1 一般会計繰入金	591
2 繰越金		92,446
	1 繰越金	92,446
3 諸収入		512,339
	1 預金利子	16
	2 貸付金元利収入	344,928

	3 雑	入	167,395
歳	入	合	計
			605,376
歳 出			
款	項	金	額
1 林業改善資金貸付事業費			千円 605,376
	1 林業改善資金貸付事業費		605,376
歳	出	合	計
			605,376

令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ328,013千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
2 繰入金		千円 761
	1 一般会計繰入金	761
3 繰越金		313,515
	1 繰越金	313,515
4 諸収入		13,737
	1 預金利子	38
	2 貸付金元利収入	13,289
	3 雑収入	410

歳 入 合 計		328,013
歳 出		
款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 328,013
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	328,013
歳 出 合 計		328,013

令和 2 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算

令和 2 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 461,860 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 17 日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 24,074
	1 一 般 会 計 繰 入 金	24,074
3 繰 越 金		22,356
	1 繰 越 金	22,356
4 諸 収 入		415,430
	1 預 金 利 子	38
	2 貸 付 金 元 利 収 入	377,712
	3 雑 入	37,680

歳 入 合 計		461,860
歳 出		
款	項	金 額
1 中小企業者等支援資金貸付事業費		千円 461,860
	1 中小企業者等支援資金貸付事業費	461,860
歳 出 合 計		461,860

令和 2 年度三重県港湾整備事業特別会計予算

令和 2 年度三重県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 169,816 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 17 日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 45,598
	1 使用料	45,598
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		28,109
	1 雑入	28,109
9 繰入金		96,108
	1 一般会計繰入金	96,108

歳 入 合 計		169,816
歳 出		
款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		千円 169,816
	1 港 湾 整 備 事 業 費	169,816
歳 出 合 計		169,816

企 業 会 計

令和 2 年度三重県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度三重県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流 域 関 連 市 町	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、員弁郡、三重郡、多気郡多気町及び明和町、度会郡玉城町																		
(2) 年 間 総 処 理 水 量	83,672,000m ³																		
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	229,238m ³																		
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">事 業 費</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">873,654 千円</td> </tr> <tr> <td>国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業</td> <td style="text-align: center;">事 業 費</td> <td style="text-align: right;">3,701,594 千円</td> </tr> <tr> <td>国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業</td> <td style="text-align: center;">事 業 費</td> <td style="text-align: right;">113,400 千円</td> </tr> <tr> <td>国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業</td> <td style="text-align: center;">事 業 費</td> <td style="text-align: right;">63,000 千円</td> </tr> <tr> <td>国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業</td> <td style="text-align: center;">事 業 費</td> <td style="text-align: right;">126,003 千円</td> </tr> <tr> <td>国補宮川流域下水道（宮川）建設事業</td> <td style="text-align: center;">事 業 費</td> <td style="text-align: right;">1,066,761 千円</td> </tr> </table>	国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事 業 費	873,654 千円	国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事 業 費	3,701,594 千円	国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事 業 費	113,400 千円	国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事 業 費	63,000 千円	国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事 業 費	126,003 千円	国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事 業 費	1,066,761 千円
国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事 業 費	873,654 千円																	
国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事 業 費	3,701,594 千円																	
国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事 業 費	113,400 千円																	
国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事 業 費	63,000 千円																	
国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事 業 費	126,003 千円																	
国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事 業 費	1,066,761 千円																	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 流域下水道事業収益		14,414,520 千円
第 1 項 営 業 収 益		6,274,240 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		8,077,280 千円
第 3 項 特 別 利 益		63,000 千円

	支	出
第 1 款 流域下水道事業費用		14,335,096 千円
第 1 項 営業費用		13,404,005 千円
第 2 項 営業外費用		857,216 千円
第 3 項 特別損失		73,375 千円
第 4 項 予備費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 709,903 千円は、当年度分損益勘定留保資金 628,026 千円及び当年度利益剰余金処分額 81,877 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		8,316,837 千円
第 1 項 企業債		1,780,300 千円
第 2 項 補助金		5,144,585 千円
第 3 項 負担金		1,391,952 千円
	支	出
第 1 款 資本的支出		9,026,740 千円
第 1 項 建設改良費		6,025,667 千円
第 2 項 償還金		3,001,073 千円

(特例的収入及び支出)

第 4 条の 2 地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 1,017,827 千円及び 2,671,808 千円である。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道事業（北勢沿岸流域下水道ほか2流域下水道）に係る契約（企業債）	令和3年度から令和5年度	6,389,000千円

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 下水道事業費	1,382,000千円	普通貸借又は証券発行。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
(2) 資本費平準化債（一時借入金）	398,300千円	〃	〃	〃

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に不足が生じた場合）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 394,161千円

（他会計からの補助金）

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,685,896千円である。

（利益剰余金の処分）

第11条 当年度利益剰余金のうち81,877千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金

81,877 千円

令和2年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

令和 2 年度三重県水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度三重県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 区 域	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町		
(2) 年 間 総 給 水 量	71, 537, 648 m ³		
(3) 一 日 平 均 給 水 量	196, 532 m ³		
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	業務設備及び改良事業	事業費	45, 073 千円
	北勢水道改良事業	事業費	1, 881, 293 千円
	中勢水道改良事業	事業費	3, 542, 608 千円
	南勢水道改良事業	事業費	778, 693 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第 1 款	水道事業収益			9, 746, 382 千円
第 1 項	営業収益			8, 743, 740 千円
第 2 項	営業外収益			1, 002, 642 千円
		支	出	
第 1 款	水道事業費用			9, 431, 007 千円
第 1 項	営業費用			8, 785, 668 千円

第2項	営業外費用	643,339千円
第3項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,104,075千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額489,372千円及び過年度分損益勘定留保資金4,614,703千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第1款	資本的収入	3,135,344千円
第1項	補助金	741,196千円
第2項	出資金	647,658千円
第3項	負担金	596,490千円
第4項	長期貸付金償還金	1,150,000千円
		支 出
第1款	資本的支出	8,239,419千円
第1項	建設改良費	6,306,778千円
第2項	償還金	1,932,641千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場浄水施設耐震補強工事に係る契約	令和3年度	20,000千円
分水施設関連工事等に係る契約	令和2年度から令和3年度	660,334千円
取水・導水施設詳細設計業務委託に係る契約	令和2年度から令和3年度	143,000千円
機械設備工事等に係る契約	令和2年度から令和3年度	251,392千円
電気設備工事等に係る契約	令和2年度から令和6年度	2,550,075千円
行政事務用機器賃借に係る契約	令和3年度から令和7年度	7,419千円

企業庁ファイルサーバシステムに係る契約

令和3年度から令和7年度

1,276千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 職員給与費

(2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 966,005千円

(2) 交際費 26千円

(他会計からの補助金)

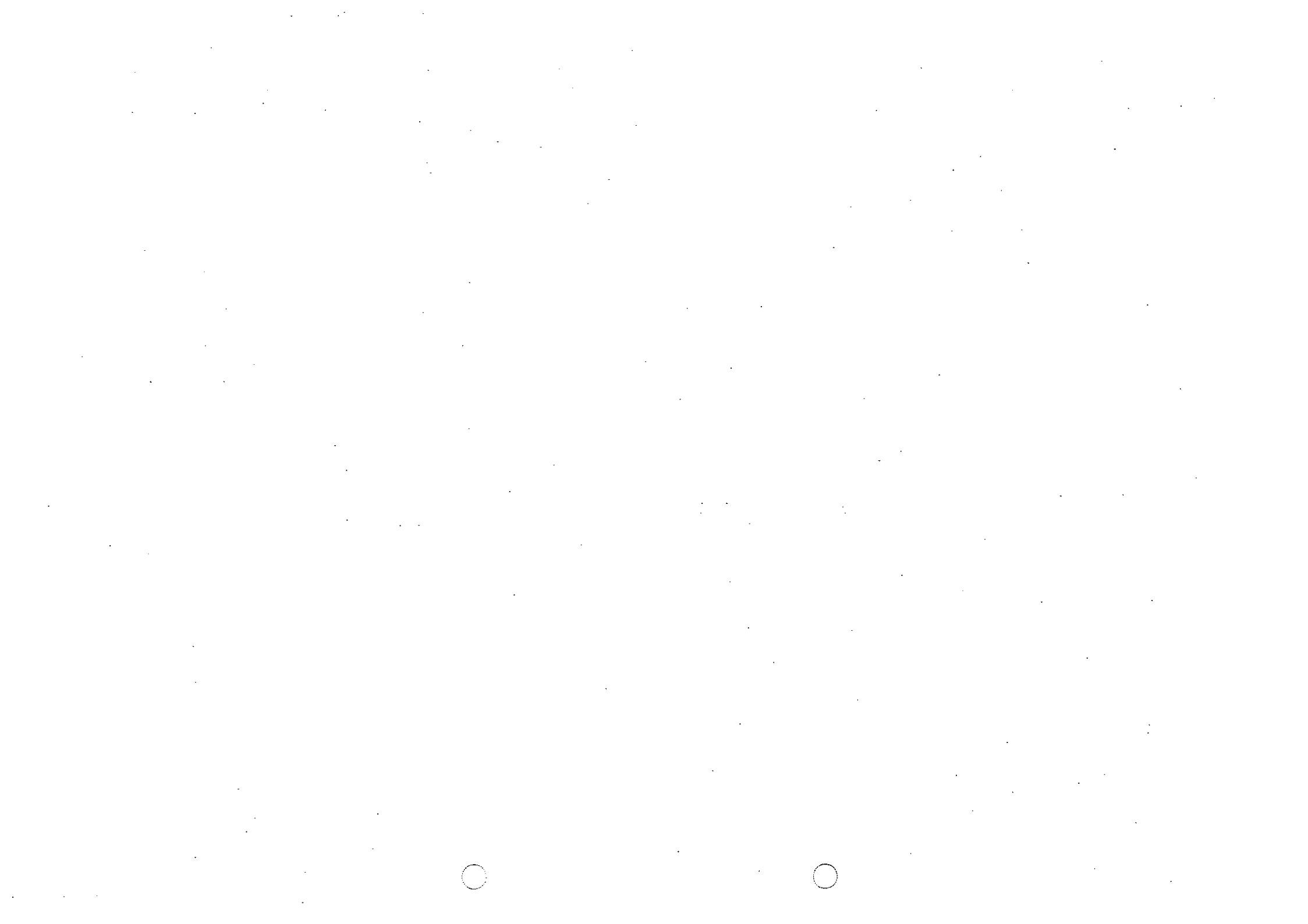
第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、788,652千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和2年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬



令和2年度三重県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度三重県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 会 社 数	91社		
(2) 年 間 総 給 水 量	216,864,600m ³		
(3) 一 日 平 均 給 水 量	594,150m ³		
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	業務設備及び改良事業	事業費	13,873千円
	北伊勢工業用水道改良事業	事業費	5,828,494千円
	松阪工業用水道改良事業	事業費	130,449千円
	中伊勢工業用水道改良事業	事業費	202,331千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 工業用水道事業収益			6,289,207千円
第1項 営業収益			5,921,266千円
第2項 営業外収益			367,941千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用			6,041,543千円
第1項 営業費用			5,741,467千円
第2項 営業外費用			298,076千円
第3項 予備費			2,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,807,037 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 520,194 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,286,843 千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第 1 款	資 本 的 収 入		4,669,519 千円
第 1 項	企 業 債		4,092,000 千円
第 2 項	補 助 金		88,900 千円
第 3 項	出 資 金		321,170 千円
第 4 項	負 担 金		167,449 千円
		支	出
第 1 款	資 本 的 支 出		7,476,556 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		6,376,317 千円
第 2 項	償 還 金		1,100,239 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電 気 設 備 工 事 等 に 係 る 契 約	令和 2 年度から令和 6 年度	2,219,741 千円
電 気 設 備 設 置 工 事 に 係 る 契 約	令和 3 年度	34,147 千円
浄 水 場 耐 震 補 強 工 事 に 係 る 契 約	令和 3 年度	770,500 千円
配 水 管 布 設 工 事 等 に 係 る 契 約	令和 3 年度から令和 4 年度	1,104,400 千円
水 管 橋 仮 設 配 管 工 事 に 係 る 契 約	令和 3 年度	22,880 千円
行 政 事 務 用 機 器 賃 借 に 係 る 契 約	令和 3 年度から令和 7 年度	4,572 千円
企 業 庁 ファイルサーバシステムに係る契約	令和 3 年度から令和 7 年度	1,276 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 北伊勢工業用水道改良事業	3,899,000千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。
(2) 松阪工業用水道改良事業	120,000千円	〃	〃	〃
(3) 中伊勢工業用水道改良事業	73,000千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 職員給与費
- (2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 626,350千円
- (2) 交際費 19千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,715千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和2年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

令和2年度三重県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度三重県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主 要 な 事 業	施 設 撤 去 等 事 業	事 業 費	140,000 千円
---------------	---------------	-------	------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電 気 事 業 収 益	2,029 千円
-----------------	----------

第1項 営 業 外 収 益	2,029 千円
---------------	----------

支 出

第1款 電 気 事 業 費 用	765,405 千円
-----------------	------------

第1項 営 業 費 用	457,715 千円
-------------	------------

第2項 営 業 外 費 用	5,690 千円
---------------	----------

第3項 特 別 損 失	300,000 千円
-------------	------------

第4項 予 備 費	2,000 千円
-----------	----------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	901,988 千円
---------------	------------

第1項 長 期 貸 付 金 償 還 金	901,988 千円
---------------------	------------

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施 設 撤 去 等 工 事 に 係 る 契 約	令和 3 年度から令和 4 年度	1,860,000 千円

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 職 員 給 与 費

(2) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 160,233 千円

(2) 交 際 費 31 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、480 千円である。

令和 2 年 2 月 17 日提出

三重県知事 鈴木英敬

令和 2 年度三重県病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度三重県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	770 床
一	般	病 床	282 床
精	神	病 床	448 床
療	養	病 床	40 床
(2) 年	間	患 者 数	
入		院	213,525 人
外		来	172,172 人
(3) 一	日	平 均 患 者 数	
入		院	585 人
外		来	709 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款	病 院 事 業 収 益		5,371,326 千円
第 1 項	医 業 収 益		3,008,896 千円
第 2 項	医 業 外 収 益		2,362,430 千円

	支	出
第1款 病院事業費用		5,342,598 千円
第1項 医療費用		5,191,346 千円
第2項 医療外費用		151,252 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 403,593 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,206 千円及び過年度分損益勘定留保資金 401,387 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,549,434 千円
第1項 企業債		557,000 千円
第2項 県費負担金		392,434 千円
第3項 短期貸付金返還金		600,000 千円

	支	出
第1款 資本的支出		1,953,027 千円
第1項 建設改良費		571,708 千円
第2項 企業債償還金		687,719 千円
第3項 長期借入金償還金		90,000 千円
第4項 長期貸付金		3,600 千円
第5項 短期貸付金		600,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
三重県立志摩病院の指定管理に係る協定	令和2年度から令和13年度まで	6,488,605千円
医療機器保守業務委託に係る契約	令和3年度から令和8年度まで	36,331千円
医療機器等賃借に係る契約	令和3年度から令和7年度まで	1,090千円
設備保全等業務委託に係る契約	令和3年度から令和7年度まで	250千円
ガス需給に係る契約	令和3年度	20,950千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設及び設備整備事業	557,000千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 材料費に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (3) 消費税雑損失に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれ

ら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	2,815,279千円
(2) 交際費	73千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、143,252千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、149,099千円と定める。

令和2年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬